



粗 大ごみ収集のご案内

収集地区	収集日	申込期限
A 地区	4月25日(金)	4月18日(金)まで
B 地区	4月22日(火)	4月15日(火)まで
C 地区	4月24日(木)	4月17日(木)まで
D 地区	4月21日(月)	4月14日(月)まで
農村地区	4月23日(水)	4月16日(水)まで

※地区につきましては、分別手引き(保存版)およびごみ収集カレンダーをご覧ください。

- 申込制になりますので、電話またはメールで申し込みください。
- 粗大ごみシール(1枚100円)は、ごみ袋取扱店でお買い求めください。
- 粗大ごみは当日午前8時までに玄関先へ出してください。

資 源集団回収の申請をお忘れなく

各町内会や子供会などの団体で集められた資源物について、助成金交付申請書を、次の通り提出してください。

- 助成の対象 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに回収した資源物(アルミ缶・牛乳パック・新聞紙・雑誌・空き瓶)
- 助成金額 資源物1kg当たり4円
- 申請に必要なもの
 - ・申請書(窓口備え付けまたはホームページ掲載のもの)
 - ・代表者の印鑑
 - ・団体名義の振込口座番号
 - ・資源回収業者などが発行した受入明細書
- 申請期限 4月7日(月)
- 留意事項
 - ・今回の対象は、後期分(平成19年10月1日～平成20年3月31日)ですが、前期分(平成19年4月1日～9月30日)の未申請分があれば併せて申請をしてください。
 - ・交付金精算後に未申請分の受け付けはできませんので、ご注意ください。

燃 やせないごみ」の収集(市街地)が2週に1回となります

ごみの有料化と資源分別回収以降、家庭から出される燃やせないごみが減少しています。町民の皆さんからのご意見もあり、ごみ収集経費の削減のため、4月から市街地の燃やせないごみの回収を毎週水曜日から隔週の水曜日(2週に1回)に変更しますので、ご協力をお願いします。なお、農村部の収集日の変更はありません。

- 市街地A・B・C・D地区 第2・4水曜日(第1・3・5水曜日は収集を行いません)
- ※回収日は平成20年度版ごみカレンダーでご確認ください。

平 成20年度ごみ収集カレンダーを配布します

今月の広報と併せて、平成20年度ごみ収集カレンダーを配布しますので、ご利用ください。
なお、今年度分のごみ分別手引きは作成しませんので、昨年配布の保存版をご利用ください。

☎住民生活課生活環境係 ☎62-9723 ✉j-kanky@memuro.net

野 犬掃とうを実施します

芽室町畜犬取締り及び野犬掃討条例に基づき、次の通り野犬掃とうを実施します。

- 実施期間 4月1日から9月30日
- 実施区域 芽室町全域(鳥獣保護区域を除く)
- 実施方法 おりなどで捕獲します。
- その他 犬を飼われている方は、犬を放し飼いにしないでください。掃とう期間において、放し飼いの犬は、すべて野犬とみなし掃とうします。犬を飼われるときは、マナーを守って適正な管理をお願いします。

☎住民生活課生活環境係 ☎62-9723 ✉j-kanky@memuro.net

課 税台帳・路線価図を公開します

- 縦覧帳簿
 - 期間 4月1日(火)～6月2日(月)
 - 縦覧に供するもの 土地価格等縦覧帳簿 家屋価格等縦覧帳簿
 - 対象者 納税義務者本人
 - 必要なもの 印鑑、身分証明書(運転免許証など)
- 固定資産課税台帳(閲覧)
 - 期間 4月1日(火)～通年
 - 閲覧に供するもの 土地・家屋・償却資産課税台帳兼名寄帳
 - 対象者 納税義務者本人または委任状を持参した方もしくは土地・家屋に賃借権などの権利を有する方。

- 必要なもの 印鑑、身分証明書(運転免許証など)

- 固定資産税路線価図
 - 期間 4月1日(火)～通年
 - 公開対象範囲 市街化区域・上美生市街地区
 - 対象者 どなたでも閲覧できます。
- 共通事項
 - 公開場所 役場第1庁舎1階税務課窓口(②番カウンター)
 - 公開時間 8時45分～17時30分(土・日・祝日を除く)
 - ☎税務課賦課グループ ☎62-9722 ✉z-shisanzei@memuro.net

☎住民生活課生活環境係 ☎62-9723 ✉j-kanky@memuro.net

今後のごみ対策に活かしていきます

ごみ懇談会への参加と貴重なご意見ありがとうございました

2月13日から21日まで町内12会場で254人の参加をいただき、ごみ懇談会を開催しました。懇談会では、ごみ袋値上げ見送りの報告、芽室町のごみの現状、平成20年度からの燃やせないごみ収集日の変更、小さいサイズのごみ袋の販売などについて説明し、ごみに対する意見・要望および質問をいただきました。懇談会でいただいた意見などに対する町の考え方について、主なものをお知らせします。

Q 防風林などの払った枝を燃やせるようにしてほしい

A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、病害虫予防のための豆柄焼却などの例外を除き廃棄物を焼却して処理することは禁止されていますが、農業経営とのかかわりなどを考慮して、処分方法などを関係機関と協議していきます。

Q 資源ごみは回収された後どのようなになるのですか？

A 回収された資源ごみは、十勝リサイクルプラザに搬入され、分別と梱包された後に指定の施設に運ばれリサイクルされますが、どのようなものにリサイクルされているのかなど、今後広報誌などで皆さんにお知らせいたします。

Q いまは原油高なので、その他プラ容器などは燃やしたほうがよいのでは

A 生ごみを含め燃やすごみはくりりんセンターで焼却処理されていますが、搬入されたごみは、水分を抜いたり空気調整などの工夫により、重油などは一切使わず焼却されています。また、その他プラ容器などを焼却すると燃焼温度が上がりすぎて、焼却炉を傷めたりダイオキシン発生の原因になりますので、その他プラ容器などは焼却することはできませんので、ご理解ください。

Q 資源ごみをリサイクルするために大量の石油が使われているのであれば、分別をしなくてもよいのでは

A 確かに現在の原油高のため、灯油などの化石燃料のコストが上がりリサイクル費用は上がっていますが、一部マスコミ報道にあったようなリサイクルのために新たに作るよりも何倍もの石油が使われているといった事実は確認されていませんが、内容を確認したいと思います。

【その他意見・要望】

- ・特にその他紙とその他プラスチックの資源ごみ袋に容器包装が入るものであると分かる表示をしてほしい。
- ・廃食用油を出しやすいよう回収ボックスを近くに設置してほしい。
- ・役場の公用車で道路パトロールをしている。だから、ポイ捨てごみは回収してほしい。
- ・アパートなどの入居者への分別の説明が必要ではないか。

町内会・老人会・女性部などからごみ懇談会やごみ分別説明会の要請があれば、いつでもお伺いしますのでご連絡ください。

☎住民生活課生活環境係 ☎62-9723 ✉j-kanky@memuro.net

農業委員会だより

農村くらし体験の

受入農家を募集しています

農業後継者対策推進委員会では、農業に興味をもっている女性や、いずれは農業青年のパートナーに考えている女性のために、「農村くらし体験」事業を行っています。この事業は、農家にホームステイして、農作業やお母さんの家事の手伝いをするなど、実際に農家のくらしを体験してもらい、農業や芽室町について理解してもらうことを目的としています。

またこの事業は、平成16年にスタートし、これまで9人の女性が芽室町にやってきましたが、このうち3人の方は、芽室町が気に入り農業後継者のパートナーとして芽室町の住民になっています。

芽室町農業後継者対策推進委員会では、「農村くらし体験」を応援して下さる農家を募集しています。応募いただきましたら、「農村くらし体験」の希望があったときに、ホームステイをさせていただきます。期間は1週間以内で、特別な対応は要りません。普段の生活を見せてあげてください。

詳しくは、芽室町農業委員会内農業後継者対策推進委員会まで。

●農地についてのお問い合わせは農業委員会事務局農地振興係へ ☎62-9732

✉n-nouchi@memuro.net

4月の各種申請は4月10日まで